

産業厚生常任委員会資料

令和元年12月4日

健康福祉部福祉総務課

目 次

第3次加東市地域福祉計画（案）について

- 第3次加東市地域福祉計画の基本的な考え方 ······ 資料 No. 1
- 第2次計画の総括 ······ 資料 No. 2
- 第3次加東市地域福祉計画の施策体系 ······ 資料 No. 3
- 第3次加東市地域福祉計画
 - ・ 加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画（案） ······ 資料 No. 4（別添）
- 今後の予定
 - 令和元年12月11日～令和2年1月9日 パブリックコメント
 - 令和2年2月7日 第4回地域福祉計画策定委員会

第3次加東市地域福祉計画の基本的な考え方

1 年齢、性別、障害の有無、国籍などにとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、生きがいを見つけ、安心して暮らせる地域社会の創造を目指します。

そのため、4つの基本目標（居場所、生活環境、自立・参加、包括的相談・支援）、10の基本施策を設定し、基本施策ごとに市民、事業者、社会福祉協議会、行政の取組内容を示しています。

2 加東市社会福祉協議会と連携を取りながら計画推進するため一体的に策定しています。

3 計画策定の経過

平成30年8月3日	地域福祉計画推進会議を開催し、第2次計画の進捗管理・評価等の実施
平成30年8月10日	第3次地域福祉計画策定委員会を開催し、第3次計画策定の基礎資料とするためのアンケート内容等の協議
令和元年7月26日	令和元年度第1回策定委員会を開催し、アンケート結果に基づく課題、計画骨子案の協議
令和元年9月6日	第2回策定委員会を開催し、計画素案についての協議
令和元年11月22日	第3回策定委員会を開催し、計画案について協議

第2次加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画の総括

基本理念		地域がつむぐ加東の『わ』～生きがい、安心、支えあい～		
基本目標		取組・成果	地域福祉計画推進会議・市民意識調査の意見	ニーズ調査結果等から見た課題
1 助 け る 地 域 づ く し て 暮 ら せ	基本施策 1	地域の見守り活動の充実	<p>【地域福祉計画推進会議】</p> <p>○新興住宅・集合住宅の人は付き合いが少ない。公園で出会って挨拶しても、誰だかわからないことがある。</p> <p>○登下校の見守りに関して、下校時の見守りが手薄である。</p> <p>○ボランティアは、災害対応を含めて、分野・分担別に募集・登録しておくことが望ましい。</p>	<p>【市民意識調査】</p> <p>○住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、「とても必要」「どちらかと言えば必要」を合わせると85.6%の人が必要だと思っている。</p> <p>○地域の人とのつながり意識では、「弱い」「どちらかと言えば弱い」を合わせると50.1%の人が弱いと思っている。</p> <p>○災害など緊急時の備えとして、83.6%の人が「日頃からの声かけ・付き合い。」を選んでいる。</p>
	基本施策 2	災害に備えたまちづくり	<p>○小さなころからボランティア精神を養うことが大事である。個人の経験を報告・共有する場があれば良い。</p>	
2 地 域 で 居 場 な が づ く り あ た た か	基本施策 1	だれもが安心できる居場所づくり	<p>【地域福祉計画推進会議】</p> <p>○市・社協が一層、サロンの周知に取組むべき。</p> <p>○サロンや居場所はあるが、来たくても来られない人もいるので、その人たちの移動手段の確保が課題である。</p> <p>○障害を持つ方の居場所がさらに必要である。</p> <p>○利活用したくても空家についての情報が入ってこない。危険なものと利活用可能なものの区別と、その情報発信が必要である。</p> <p>○高齢者のつどいの開催は3年続けてできていない。</p>	<p>【市民意識調査】</p> <p>○市が力を入れる福祉施策は、「困り事を気軽に相談できる窓口の充実」が42.3%で最も高く、次いで、「介護をする人への援助」となっている。</p> <p>○高齢者が安心して暮らすためには、移動手段や在宅介護サービスの充実をあげる人が多い。</p> <p>○障害者福祉では、施設のバリアフリー化、障害に対する理解の促進、をあげる人が多い。</p> <p>○子育て支援サービスの充実を求める意見が多い。</p>
	基本施策 2	暮らしを支える多様な福祉サービスの充実		<p>○子どもから高齢者、障害のある人などすべての人が親しく交流できる機会づくりや安心して過ごせる居場所づくりを進めていくことが必要。</p> <p>○だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知をはかるとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められている。</p> <p>○障害者が地域で自立した生活を送るための支援策の充実が求められている。</p>
3 社 会 組 参 み 加 づ く 実 り 現 す る	基本施策 1	自立を支える場づくり	<p>【地域福祉計画推進会議】</p> <p>○知的障害者向けのグループホーム設置を要望する声が非常に多い。</p> <p>○生活支援センター養成講座の参加者が減少傾向にある。なぜ減少しているかを考えるとともに、企画内容も検討する必要がある。</p>	<p>【市民意識調査】</p> <p>○担い手としての活動意向として、「是非活動したい」「出来る範囲で活動したい」を合わせると56.9%が活動したいと回答している。</p> <p>○障害者福祉では、「雇用・就労支援」や「安心して過ごせる施設の整備」が上位になっています。</p>
	基本施策 2	人材育成の推進		<p>○地域福祉を推進する担い手としての活動意向のある人は5割以上となっており、潜在的な地域福祉活動参加へのニーズは高い現状です。そのような意向を具体的な活動へつなげる研修や啓発等を行い、担い手育成や活動の周知が必要。</p>

第2次加東市地域福祉計画・加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画の総括

基本理念	地域がつむぐ加東の『わ』～生きがい、安心、支えあい～			
基本目標	取組・成果	地域福祉計画推進会議・市民意識調査の意見		ニーズ調査結果等から見た課題
4 み ん な 境 が づ 暮 く ら し や す い	基本施策 1 日常生活手段の充実	【地域福祉計画推進会議】 ○移動販売が他の地域にも広がれば良い。利用状況等を知る機会も重要である。 ○民間のタクシーを活用した移動手段を検討しているところもある。買物難民を無くすように様々な取組みの検討が必要である。 ○移動手段の確保への参画は、責任が重い。善意だけでは無理でボランティアには難しい。行政の手厚いフォローが必要である。 ○介護ファミリーサポート事業を利用する人は多いが、協力会員（担い手）が不足している。協力会員を増やすことが重要である。	【市民意識調査】 ○住んでいる地域の課題として「通院・買い物などの移動手段」の割合が29.1%と最も高く、次いで、「世代間の交流や付き合いが少ない」が27.4%「役員等の担い手不足」が24.2%となっている。 ○高齢者福祉では、「通院・買い物などの支援」「在宅介護サービスの充実」「認知症対策の充実と家族支援」が上位を占めている。	○誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要。 ○病院・買い物など移動手段の確保が求められている。
	基本施策 2 生活環境の整備	○公共施設をはじめ、バリアフリーの整備に取り組んだ。		
5 ネ ふ ツ だ ト ん ワ か I ら ク 支 づ え く 合 り え る	基本施策 1 総合的な相談支援体制の整備	【地域福祉計画推進会議】 ○関係機関とのネットワークづくりに取り組んだ。 ○福祉の総合窓口を市役所内に設置した。	【市民意識調査】 ○職員がスキルアップのための研修を受講しているが、ただ受講すれば良い訳ではない。学んだことを発揮できこそ意味がある。	○民生委員・児童委員や障害者相談員をはじめ、地域で相談支援活動をしている人の周知を図るとともに、相談内容の複雑多様化に伴い、関連機関が連携を図る必要がある。
	基本施策 2 生活支援に向けた体制づくり	○生活支援体制整備推進協議会を立ち上げた。地域住民や各種団体等様々な主体をつなぎ、円滑な協議等が行えるように生活支援コーディネーターを配置した。	【地域福祉計画推進会議】 専門職が専門性を向上させるには、研修やOJT等様々な方法がある。それらをどのように取り入れるかが、今後、重要になっていく。 ○障害、高齢、子育て等全体を包括するシステムの構築・総合的な相談体制が必要になる。	○情報の入手先は、「市の広報誌」が68.7%と突出して高い。 ○地域福祉を充実していくためには、「行政も住民も協力し合い、共に取り組む」が34.1%と最も高く、次いで「行政を基本としながら不足する部分を市民が助ける」が21.9%となっている。 ○住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に推進されることが望まれ、住民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげていくことが重要。

第3次加東市地域福祉計画の施策体系

基本目標	基本施策	今後の方向性	地域福祉のビジョン 【多様な主体の協働の取組み】	目標(指標)						関連する主な事業 事業名	関連する主な事業 部署名	
				現状値	R2	R3	R4	R5	R6			
基本目標1 だれもが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる居場所づくりを進めます。 日ごろから災害時に備えた安全・安心な地域づくりのため、地域住民による要支援者の支援体制づくりを進めます。 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり	基本施策1 地域福祉活動の推進	地域で見守る側、見守られる側の立場を超えて認め合うことが重要であり、日頃から、地域において、様々な団体等と連携を図りながら、開かれた関係づくりを推進します。	1 地域コミュニティ、見守り体制の醸成・強化 2 民生委員・児童委員と地域団体等の連携推進	生きがいがあると答える高齢者や要介護者の割合	76.2%	-	-	90.0%	-	-	コミュニティ推進事業 民生委員事業	人権協働課 高齢介護課 福祉総務課
	基本施策2 身近に集える居場所づくり	地域の中で、住民が孤立することなく、様々な機会に自発的に参加することができるよう、誰もが安心して、集える居場所づくりや、誰もが楽しめる機会づくりに努めます。	1 サロン等居場所の普及・啓発 2 空家情報の提供と利活用の推進	地域交流スペースとしての空家等利活用件数 (累計)	0	1	2	3	5	7	まちかど体操事業 かとうふまねっと事業 長寿を祝う会事業 空家等対策事業	高齢介護課 高齢介護課 高齢介護課 都市政策課
	基本施策3 日頃から災害に備えた安全・安心な地域づくり	日ごろから地域の中のつながりを大切にし、お互いに声をかけあい避難できるよう、自主防災意識の啓発に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者を意識した地域防災体制を構築します。	1 災害に備えた自主防災意識の啓発と体制の整備 2 要援護者支援体制の強化 3 避難所運営と避難者の支援	自主防災訓練実施組織数	15	33	34	35	36	37	自主防災組織への支援 総合防災訓練 災害時要援護者個別支援計画の策定支援 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援	防災課 防災課 福祉総務課、高齢介護課、防災課 高齢介護課、学校教育課、こども教育課、防災課

第3次加東市地域福祉計画の施策体系

基本目標	基本施策	今後の方向性	地域福祉のビジョン 【多様な主体の協働の取組み】	目標(指標)						関連する主な事業 事業名	部署名
				現状値	R2	R3	R4	R5	R6		
基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり	基本施策1 支援体制の充実	地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障害者、生活困窮者、引きこもり状態にある者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要支援者に対して、専門機関等が連携し、地域における関係者等のネットワークを充実させ、適切な対応を行います。	1 就労・自立支援とその後のフォロー 2 生活困窮者等への支援 3 子育て世帯への支援	就労準備事業協力事業所への就労者数(累計) 1 3 4 5 6 7	雇用促進事業	商工観光課					
				自立支援教育訓練給付金等支給者数(累計) 6 8 9 10 11 12	要援護者就労環境整備事業	社会福祉課					
	基本施策2 健やかな暮らしを支える仕組みづくり	健康に関する学習機会や情報提供を通して、心身の健康増進を図り、住民が健やかに暮らすことができる仕組みづくりを進めます。	1 心身の健康維持・増進	生活支援センター協力会員活動回数 739 1,810 2,100 2,300 2,400 2,500	ひとり親等福祉事業	社会福祉課					
					地域活動支援センター事業	社会福祉課					
	基本施策3 日常生活の充実	買い物や外出が困難な人のための移動手段等の確保、安全快適に通行できる道路や高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。	1 身近なニーズに応える生活支援 2 移動・外出支援	地域主体の地域公共交通(自主運行バス)の取組数 2 3 4 4 5 5 外出を控える理由として交通手段が無いと答える高齢者や要支援者の割合 29.1% - - 20.0% - -	ひとり親等福祉事業	福祉総務課					
					健(検)診の推進	健康課					
					自殺予防対策事業	健康課					
					福祉総合相談事業	高齢介護課					
					生活支援センター活動支援事業	高齢介護課					
					介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)	高齢介護課					
					訪問型移動支援サービス事業	高齢介護課					
					福祉タクシー利用券助成事業	高齢介護課					
					市町村運営有償運送事業	企画政策課					
					生活支援体制整備事業	高齢介護課					
					緊急通報システム貸与事業	高齢介護課					
					徘徊高齢者等介護家族支援事業	高齢介護課					

第3次加東市地域福祉計画の施策体系

基本目標	基本施策	今後の方向性	地域福祉のビジョン 【多様な主体の協働の取組み】	目標(指標)						関連する主な事業 事業名	部署名		
				現状値	R2	R3	R4	R5	R6				
基本目標3	基本施策1	福祉を担う人材の育成・支援	地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行い、地域住民の意欲と能力、状況等に応じて、地域づくりへの主体的な関りを促進する取り組みを進めます。また、より多くの市民の参加を促すため、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりを進めていきます。	1 人材育成と意識・関心の高まりを促す取組 2 ボランティア意識の醸成・啓発と分野別ボランティアの登録支援	福祉学習への講師派遣回数	20	26	26	28	28	30	生活支援・介護予防センター養成講座	高齢介護課
		自立・参加に向けた支援	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活が継続できるよう、地域住民・団体等多様な主体が参画・協働し、地域資源を活用しながら、公民協働による支援体制を構築します。	1 高齢者の社会参加の促進 2 障害のある人の自立・参加の後押し	福祉ボランティアの登録状況	1,053	1,190	1,190	1,195	1,195	1,200	認知症サポートセンター養成講座	高齢介護課
	基本施策2				老人クラブ活動支援事業	高齢介護課	地域回想法リーダー養成講座及びフォローアップ研修					意思疎通支援・支援者派遣事業	社会福祉課
					障害者社会参加促進事業	社会福祉課	手話奉仕員養成研修事業	社会福祉課					
基本目標4	基本施策1	総合相談体制の確立	だれもが、抱える日常生活の困りごとや課題について気軽に相談でき、その人の課題や問題に応じた支援や解決ができるような仕組みづくりを地域の支援者や相談機関、専門職を含めたネットワークを活用し、包括的な支援体制づくりを行います。包括的な支援体制から見えてきた市の課題や問題から福祉以外の生活基盤となる分野と連携し、中長期的かつ総合的な地域づくりのための支援体制づくりを進め、地域にフィードバックし、課題解決する循環体制づくりを進めます。また、公的な福祉サービスとならない「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを関係機関が連携し、総合的に対応できる相談・支援体制の構築に努めます。	1 分野を超えた包括的な相談体制 2 適切に繋ぐ関係機関との連携 3 権利擁護支援体制の推進 4 総合相談窓口の強化	総合相談窓口対応件数	180	180	180	180	190	190	総合相談事業	高齢介護課
	基本施策2	情報提供の強化	だれもが安心してサービスが受けられるよう、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を推進します。	1 各種制度等の普及・啓発	市ホームページ閲覧件数	664,641	665,000	665,500	666,000	666,500	667,000	生活困窮者自立相談支援事業支援会議	社会福祉課
					子育てハンドブック作成事業	福祉総務課	権利擁護事業	高齢介護課・社会福祉課				利用者支援事業(児童館等)	こども教育課

第3次加東市地域福祉計画
第3次加東市社会福祉協議会
地域福祉推進計画
(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	7
第2章 加東市の状況	8
1 統計データで見る加東市の現状	8
2 市民意識調査からみえる加東市の現状	16
3 第2次計画の評価と意識調査からみえる課題	25
第3章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の基本目標	31
3 計画の体系	33
第4章 地域福祉のビジョン	35
基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり	35
基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり	41
基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり	47
基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり	51

第5章 地域福祉を推進するための取組	54
基本目標1 交流・助け合い「安心できる」居場所づくり	54
基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり	60
基本目標3 「自立」「参加」を支え、後押しする仕組みづくり	65
基本目標4 「包括的」な相談・支援体制づくり	69
第6章 計画の推進	73
1 推進体制	73
2 進捗管理・評価	74
用語説明	75



計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常から顔の見える関係づくりが必要となっています。このような状況のなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えたなかで、本市においても、高齢化が進行しており、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

コラム 福祉ってなんだろう？

福祉の「福」と「祉」。どちらも、漢字の意味は「幸せ」という意味です。

福祉は、言いかえると“「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせ”です。

ふだんの暮らしの中で、ちょっと困っている人がいたら、手を貸して、その人の「生きづらさ」ができるだけ少なくしようということです。

いつか自分が困った時に、誰かに気軽に「助けて」と言えるように、今、助けを呼ぶ誰かの声に耳を傾けて、行動をしましょう。

(2) 法律等の動向

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（平成25年6月）され、高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されました。また、介護保険法の改正（平成27年4月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成28年4月施行）においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

平成28年3月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画策定に際しては、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」を記載するとともに、包括的な支援体制の整備に係る事項についても盛り込むことが求められています。これらを踏まえ、国は、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、地域福祉の推進においては、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、府内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められています。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められています。（平成30年4月1日施行）

(3) 地域福祉の考え方

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度による社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが不可欠です。

そのためには、官・民の専門職による制度・サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割となります。地域住民だけでなく、様々な活動をしている団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

(4) 計画の策定の趣旨

本市においては、平成20年3月に「加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」、平成22年3月に「加東市地域福祉計画」を、平成27年3月には、「第2次加東市地域福祉計画・第2次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、第2次計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行い、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第3次加東市地域福祉計画・第3次加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定します。

■社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で、「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定する社会福祉法人で、各市町村に1ヵ所設置されています。特に「住民主体」を活動原則とし、自らの生活地域を築く主役は住民一人ひとりであるという考え方に基づき、地域の中の生活課題への気づきや共感を出発点とし、解決に向けた住民の主体的な取組をとおし『誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会づくり』を進めています。

そして社会福祉協議会には、①地域住民を基盤とした『協議体』、②地域福祉を進める『運動推進体』、③先駆的・開拓的に地域の生活課題に対応する『事業体』という3つの組織特性があります。この3つの特性の融合体が社会福祉協議会であり、とりわけ「住民の自治力」が問われる現代は、住民が地域の問題解決に向けて「協議する力」「協働する力」がますます求められています。

|| 2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。また、加東市社会福祉協議会と連携を取りながら、市社会福祉協議会が策定する「加東市地域福祉推進計画」と一体的に策定します。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

【参考】 社会福祉法（抜粋）

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

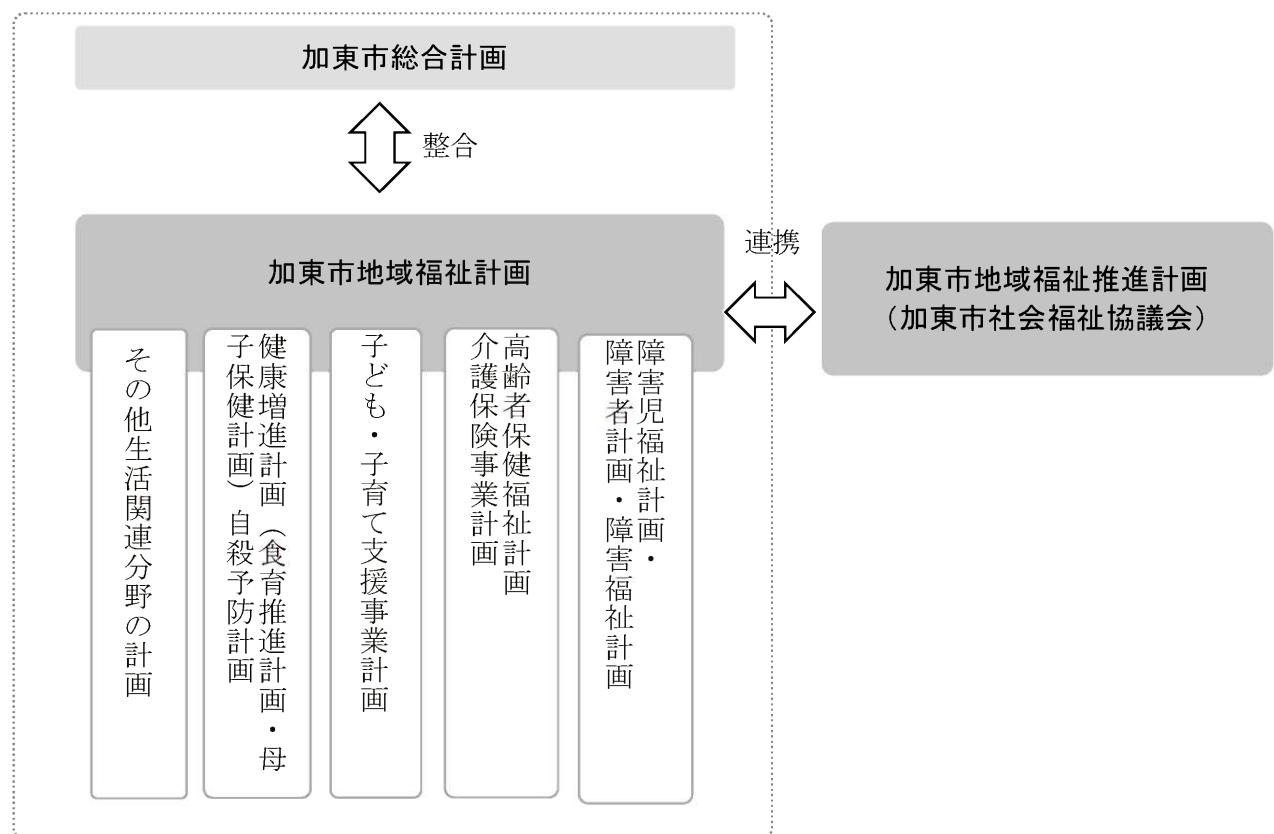
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（平成30（2018）年4月1日施行）

(3) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、加東市総合計画の分野別計画として位置づけ、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害者、子ども（子育て支援）等の関連する分野別計画の上位計画に位置づけるとともに、成年後見制度の利用促進を図るための成年後見制度利用促進計画を兼ねた福祉分野の総合的な計画とします。

[位置付け図]



3 計画の期間

第3次計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 加東市地域福祉計画・

加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画策定委員会

加東市地域福祉計画及び加東市社会福祉協議会地域福祉推進計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会を設置しました。

委員は20名で、地域福祉に関する学識経験者、福祉団体、企業関係者、関係行政機関の者で構成されています。

策定委員会は令和元年度中に○回開催され、地域福祉の実情、本計画の方向性などの意見をいただきました。

(2) 市民意識調査

第3次加東市地域福祉計画の策定にあたり、地域福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、18歳以上の市民2,000名に対し意識調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

第3次計画を策定するにあたり、令和〇年〇月〇日から令和〇2年〇月〇日にかけて市ホームページ等で計画（案）を公表し、それに対する意見を募集するパブリックコメントを行いました。



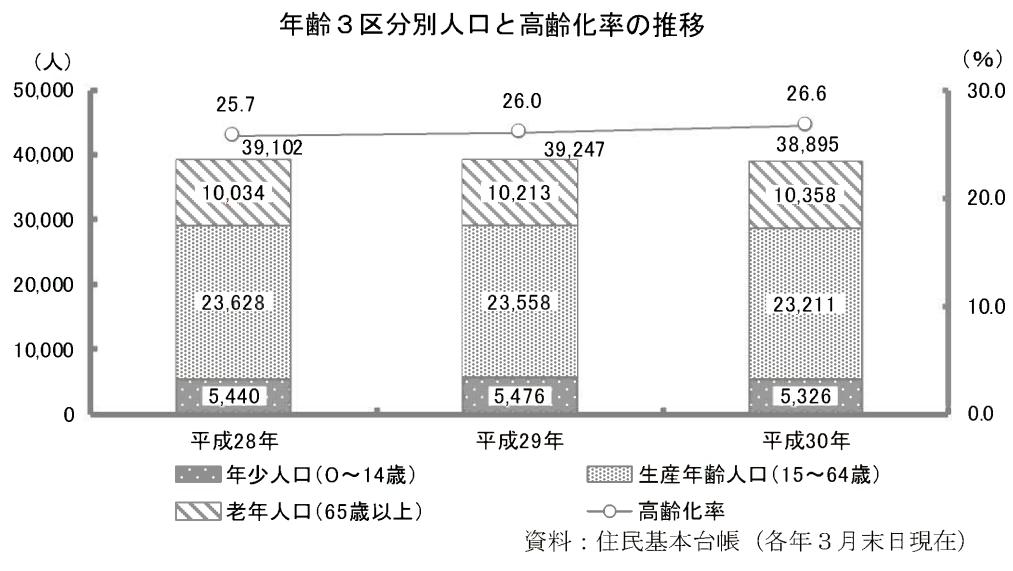
加東市の状況

1 統計データで見る加東市の現状

(1) 人口・世帯状況

① 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

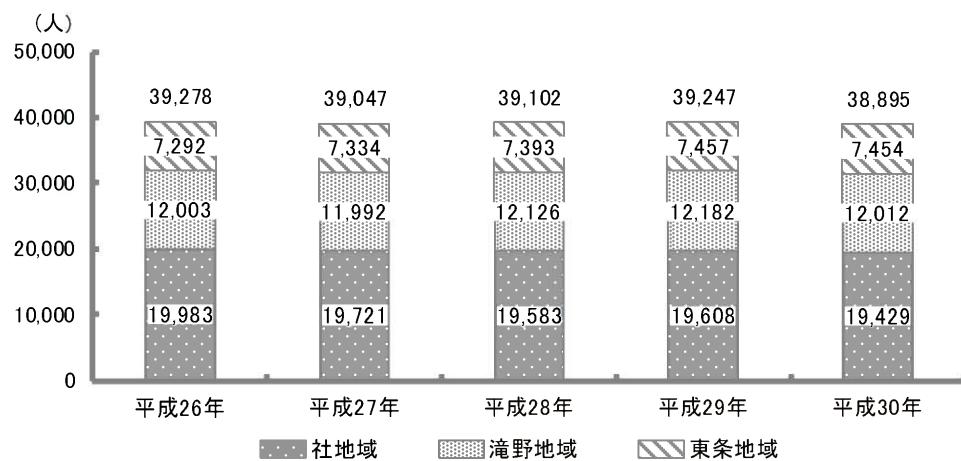
本市の人口推移をみると、総人口は増減を繰り返しながら減少傾向となっており、平成30年で38,895人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は増減を繰り返しながら減少しているのに対し、老人人口（65歳以上）は年々増加し、平成30年の高齢化率は26.6%となっています。



② 3 地域別総人口の推移

社地域の人口は減少、滝野地域は横ばい、東条地域は微増傾向にあります。平成 30 年における地域別の人口割合は、社地域が 49.9%、滝野地域が 30.9%、東条地域が 19.2% となっています。

3 地区別総人口の推移



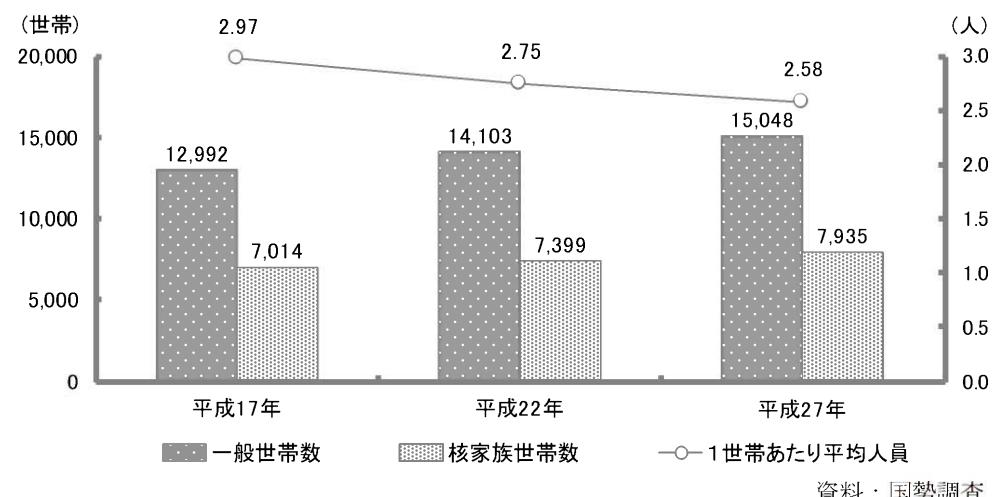
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

（外国人を除く）

③ 世帯の推移

核家族世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 7,935 世帯となっています。また、1 世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成 27 年で 2.58 人となっています。

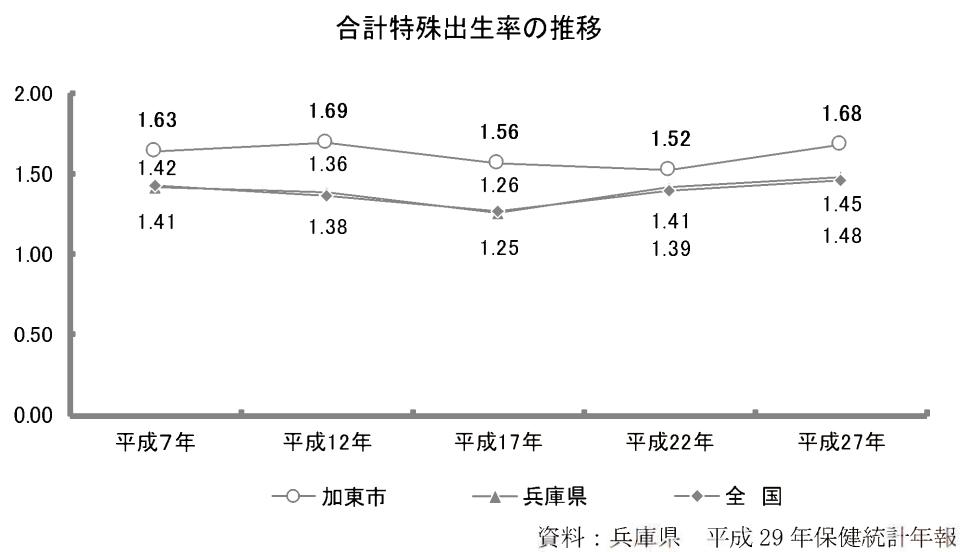
世帯の推移



資料：国勢調査

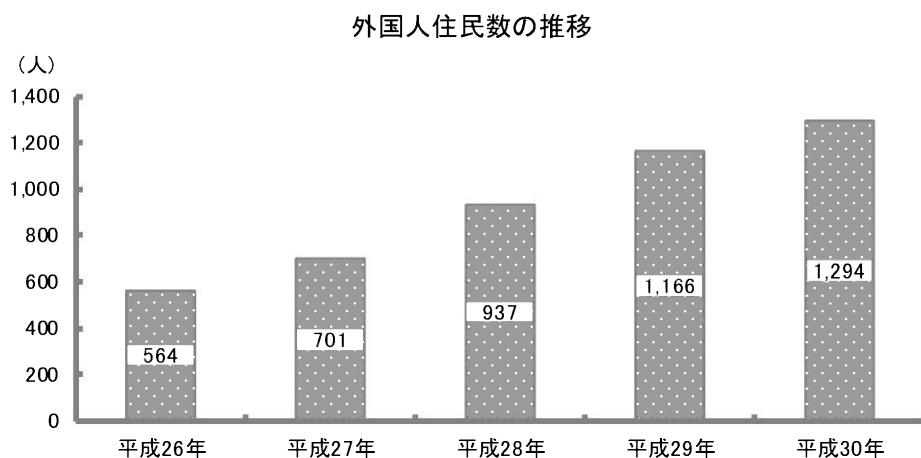
④ 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成27年で1.68となっています。また、全国・県と比較すると高い値で推移しています。



⑤ 外国人住民の推移

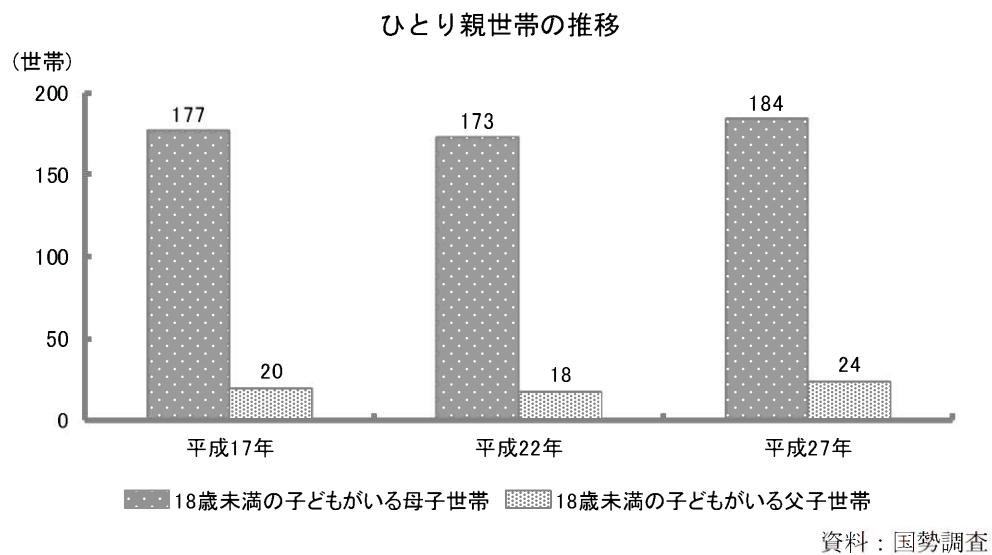
外国人住民数は増加傾向にあり、平成30年で1,294人となっています。



資料：加東市統計書（2019年3月改訂）

⑥ ひとり親世帯の推移

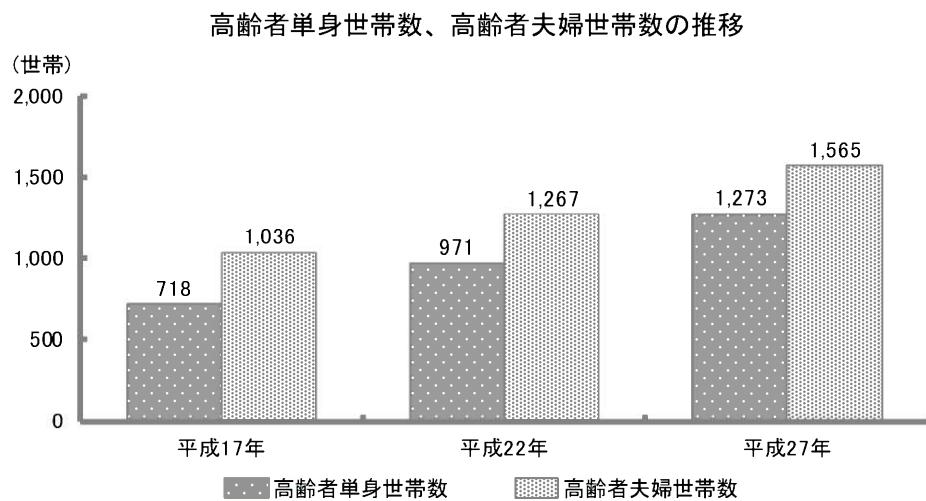
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯ともに増減を繰り返しており、母子世帯では平成27年で184世帯となっており、父子世帯では平成27年で24世帯となっています。



(2) 高齢者の状況

① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

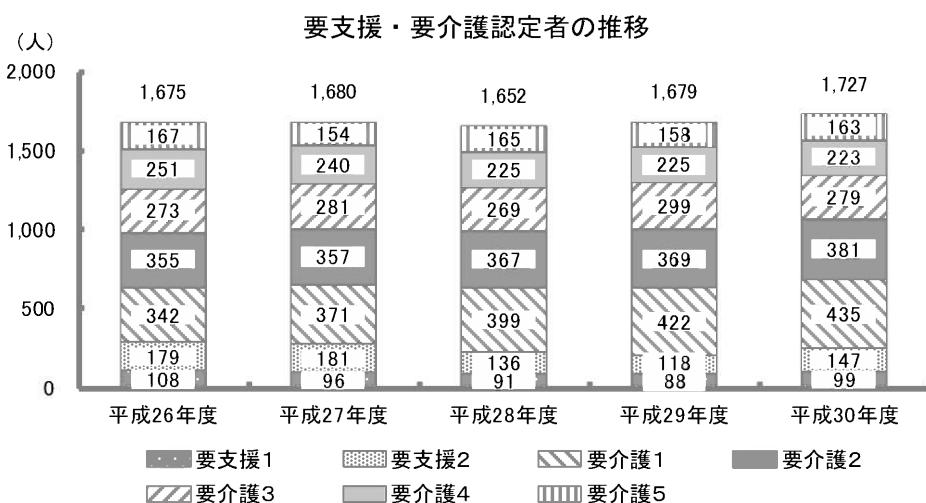
高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は約1.7倍の1,273世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.5倍の1,565世帯となっています。



資料：国勢調査

② 要支援・要介護認定者の介護度別推移

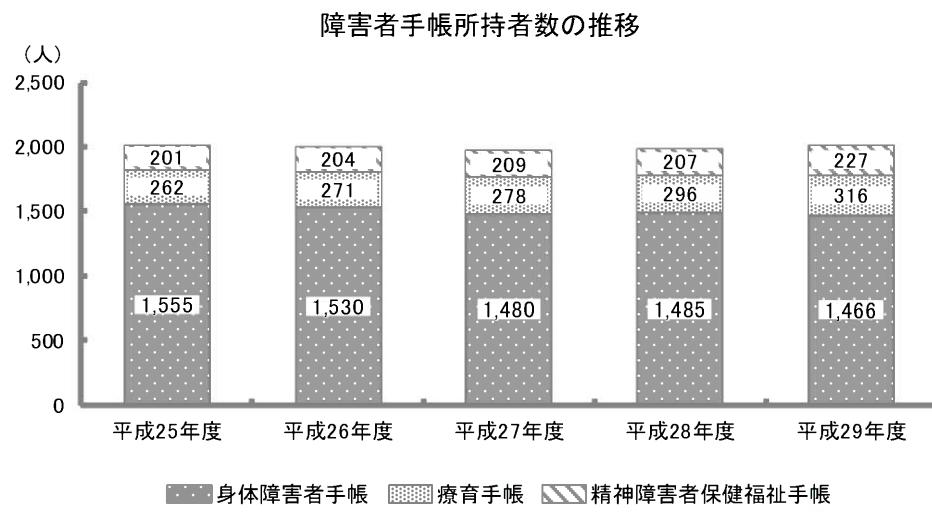
要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながら増加傾向で推移しており、平成30年度は1,727人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

(3) 障害者手帳所持者数の推移

手帳交付数を平成25年度と平成29年度で比較すると、身体障害者手帳交付数は約0.9倍で1,466人、療育手帳交付数は約1.2倍で316人、精神障害者保健福祉手帳交付数は、約1.1倍で227人となっています。

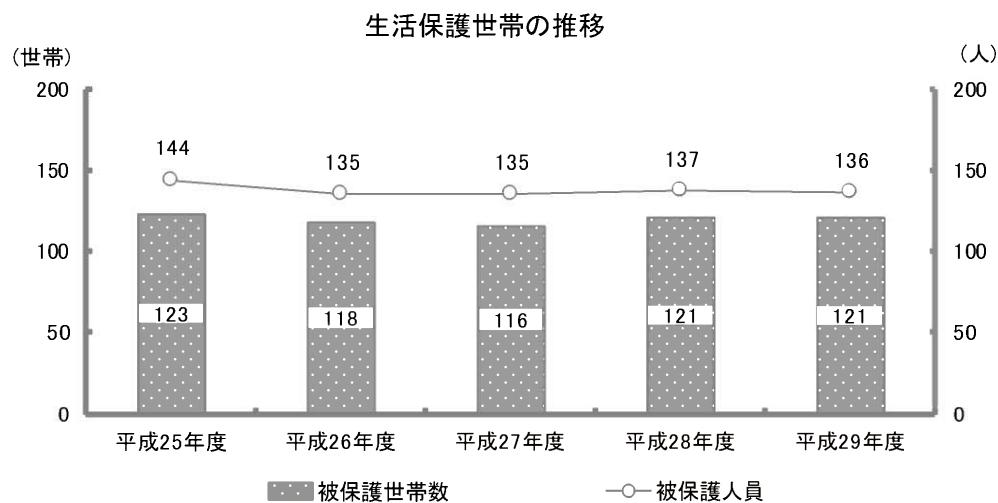


資料：加東市統計書（2019年3月改訂）

(4) 生活保護受給世帯等の状況

① 生活保護世帯の推移

被保護世帯数、被保護人員は横ばい状態にあり、平成 29 年度の被保護世帯数は 121 世帯、被保護人員は 136 人となっています。



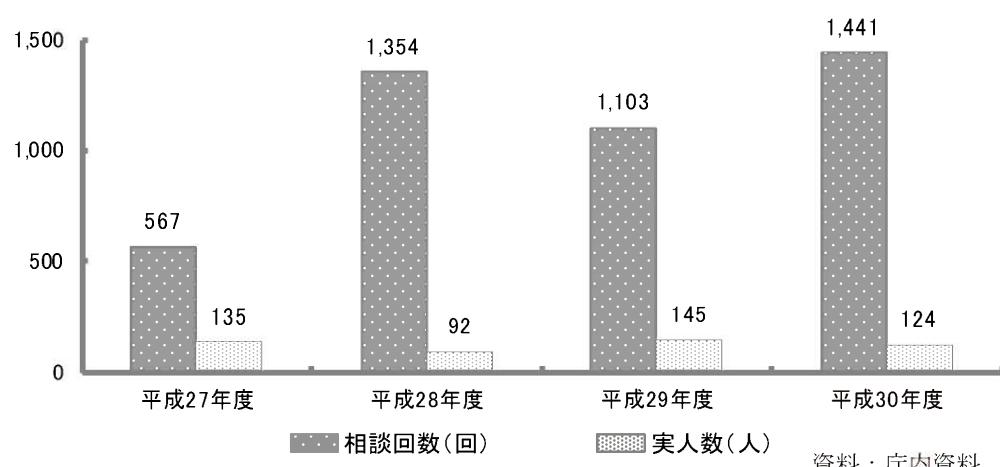
資料：加東市統計書（2019年3月改訂）

② 生活困窮者自立支援相談回数等の推移

生活困窮者自立支援の相談回数は、平成 27 年度以降、増減を繰り返しながら増加傾向となっており、平成 30 年度で 1,441 回となっています。

また、実人数は、平成 27 年度以降、増減を繰り返しており、平成 30 年度で 124 人となっています。

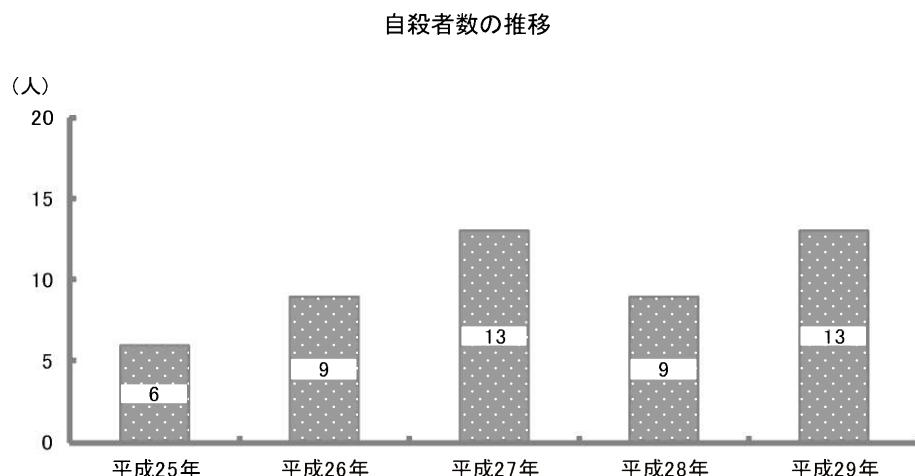
生活困窮者自立支援の相談回数等の推移



資料：府内資料

(5) 自殺者数の推移

自殺者数は、増減しながら平成 29 年で 13 人となっています。



資料：厚生労働省（地域における自殺の基礎資料）

(6) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、年々増加しており、平成 30 年度で 90 件となっています。内訳をみると、ネグレクトと心理的虐待が大半を占めており、平成 30 年度で 75 件と全体の 8 割を超えています。

児童虐待相談件数の推移

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	6	6	12	14	15
ネグレクト	27	35	34	41	36
心理的虐待	13	20	34	32	39
性的虐待	0	1	1	2	0
合 計	46	62	81	89	90

資料：府内資料

2 市民意識調査からみえる加東市の現状

(1) 地域福祉の推進に関する意識調査の概要

「第3次加東市地域福祉計画」の策定に当たり、市民の地域福祉に関する認識や課題、意向等を把握し、施策を検討するまでの基礎資料とする目的として実施しました。

① 調査対象

18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）

② 調査方法

郵送配布、郵送回収

③ 調査時期

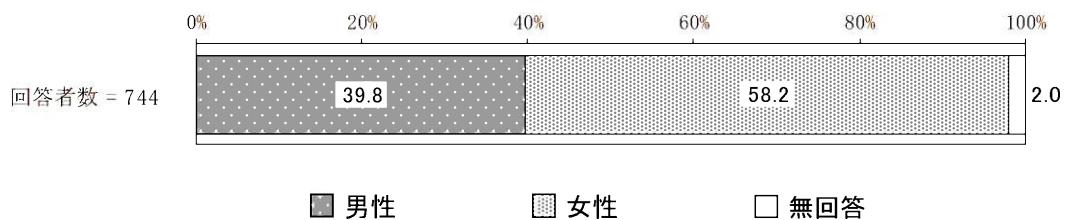
平成30年9月

④ 回収結果

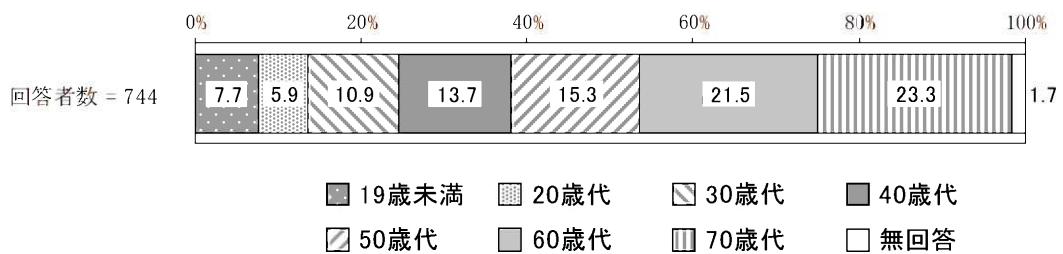
	配布数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	2,000通	744通	37.2%

(2) 地域福祉の推進に関する意識調査の主な結果

① 性別



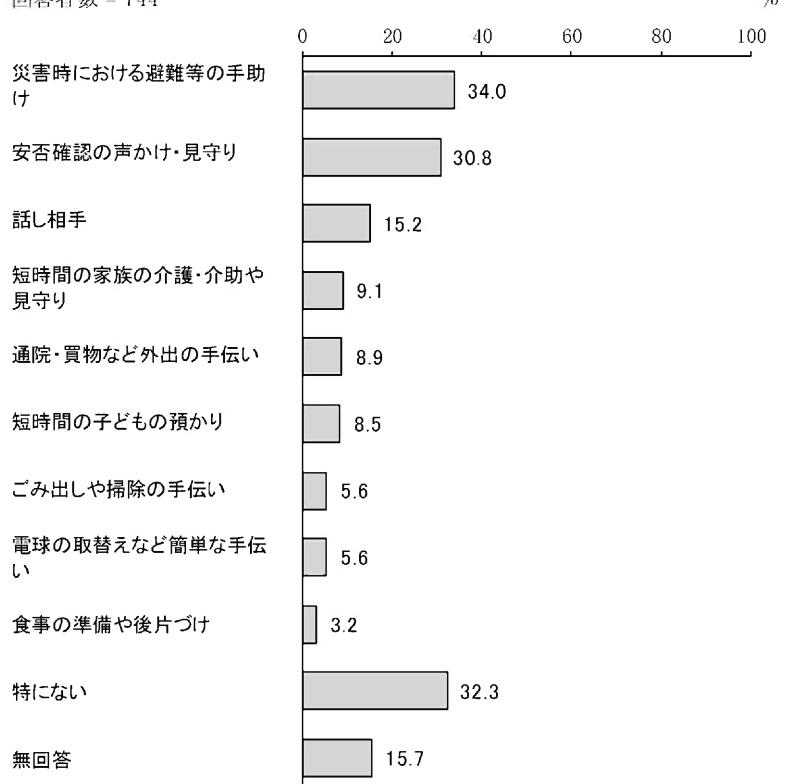
② 年齢



③ 手助けをしてもらいたことについて

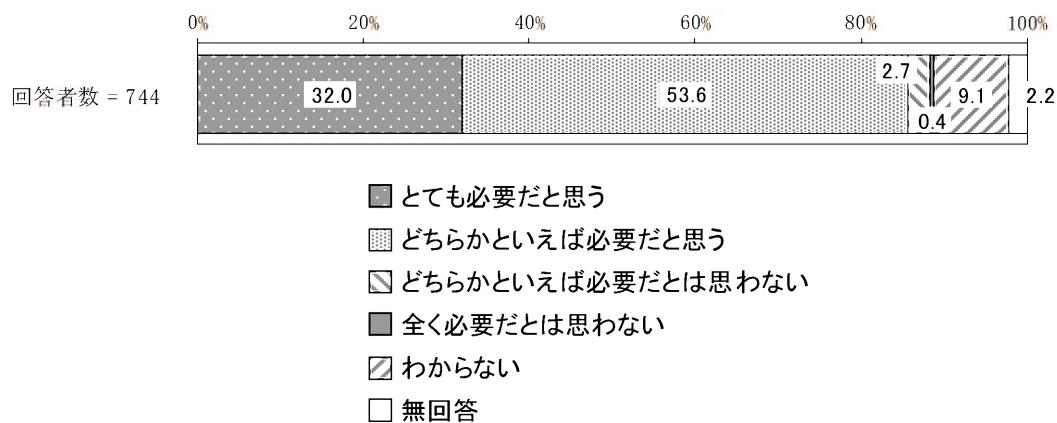
近所の人から手助けしてほしいことについては、「災害時における避難等の手助け」の割合が34.0%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ・見守り」(30.8%)、「話し相手」(15.2%)の順となっています。

回答者数 = 744



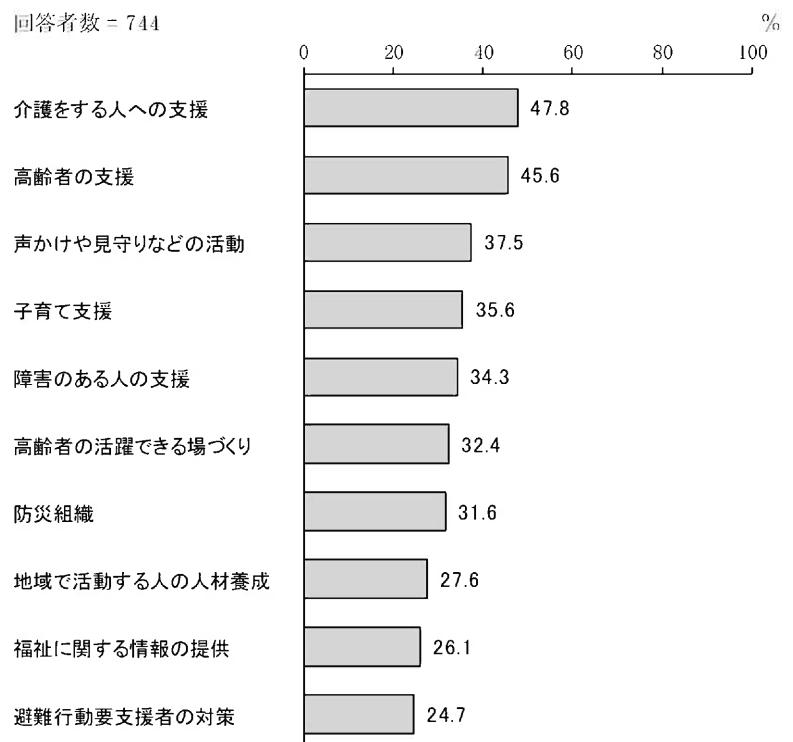
④ 住民相互の自主的な支え合い・助け合いがどの程度必要かについて

住民相互の支え合い・助け合いの必要性については、「とても必要だと思う」の割合が 32.0%、「どちらかといえれば必要だと思う」が 53.6%で、合計 8 割以上 (85.6%) が『必要だと思う』と回答しています。一方、「どちらかといえれば必要だとは思わない」(2.7%) と「全く必要だとは思わない」(0.4%) の合計は 3.1% となっています。



⑤ 今後重要な地域福祉に関する取組について（上位 10 項目）

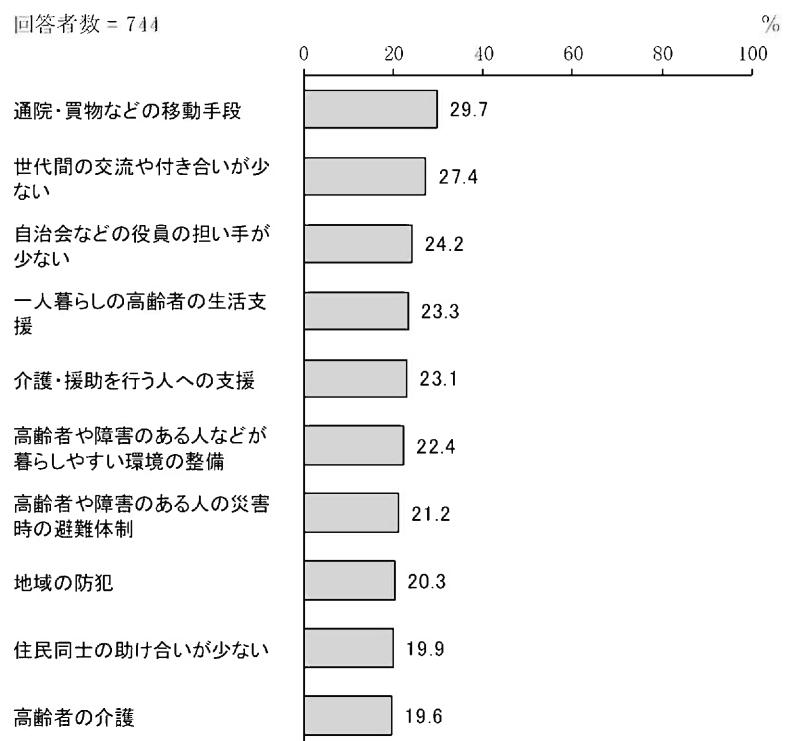
今後、重要な取組については、「介護をする人への支援」の割合が 47.8% と最も高く、次いで「高齢者の支援」(45.6%)、「声かけや見守りなどの活動」(37.5%)、「子育て支援」(35.6%)、「障害のある人の支援」(34.3%) の順となっています。



⑥ 住んでいる地域の問題や課題について（上位 10 項目）

地域の問題や課題については、「通院・買物などの移動手段」の割合が 29.7%と最も高く、次いで「世代間の交流や付き合いが少ない」(27.4%)、「自治会などの役員の担い手が少ない」(24.2%)、「一人暮らしの高齢者の生活支援」(23.3%)、「介護・援助を行う人への支援」(23.1%)の順となっています。

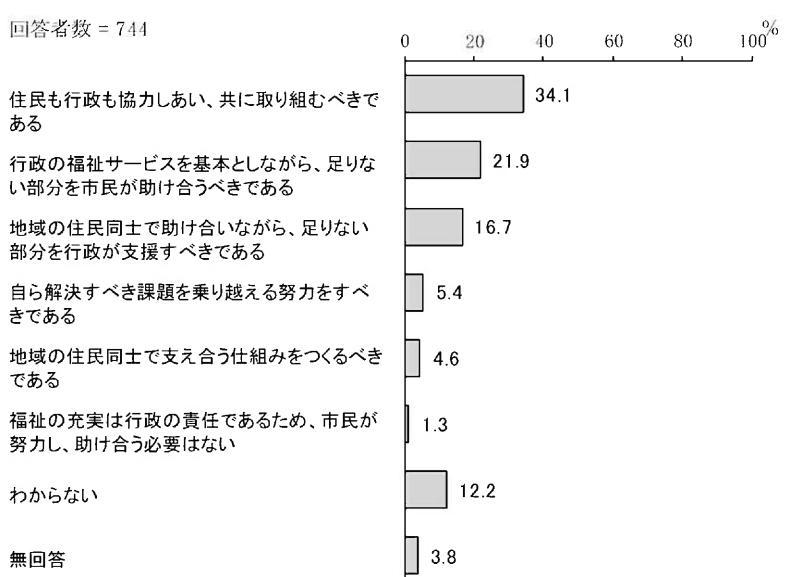
回答者数 = 744



⑦ 地域福祉を充実していくための住民と行政との関係について

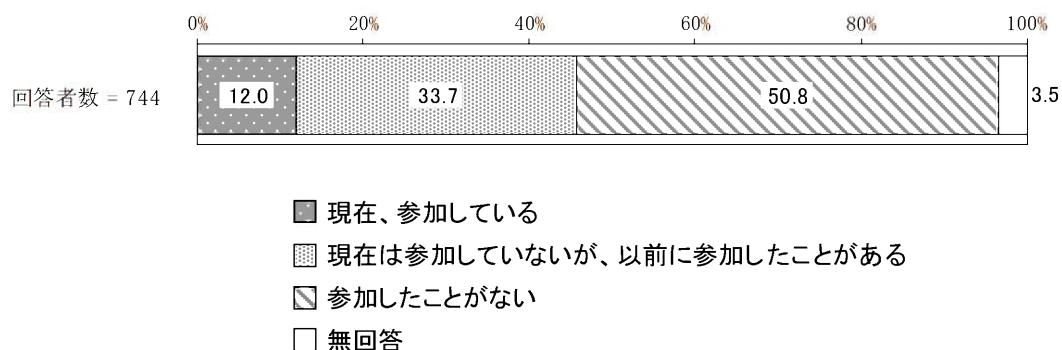
地域福祉における住民と行政の関係については、「住民も行政も協力しあい、共に取り組むべきである」の割合が 34.1%と最も高く、次いで「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである」(21.9%)、「地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」(16.7%)の順となっています。

回答者数 = 744



⑧ ボランティア活動への参加状況について

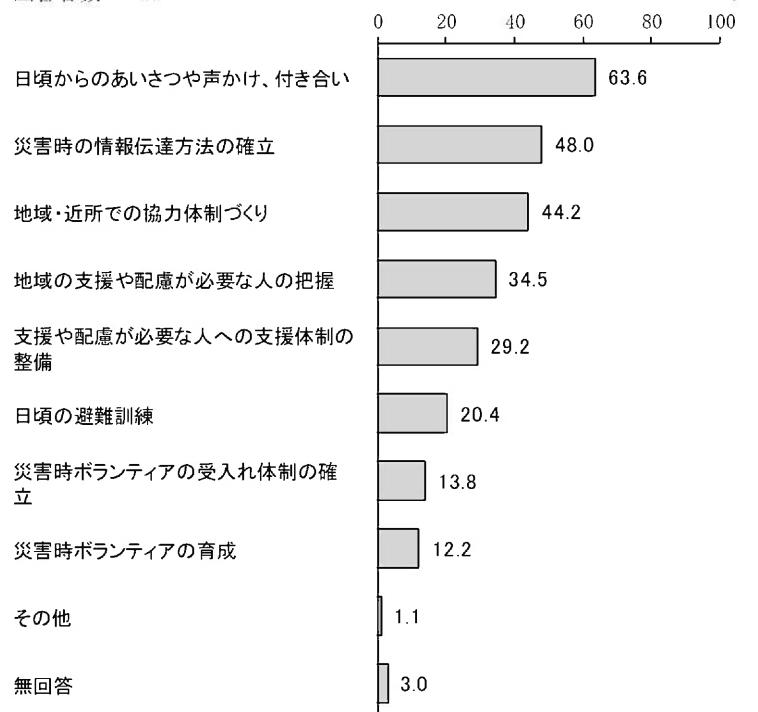
ボランティア活動への参加状況については、「現在、参加している」の割合は 12.0%、「現在は参加していないが、以前に参加したことがある」は 33.7%で、合計 45.7%が『参加したことがある』と回答しています。一方、「参加したことがない」は 50.8%となっています。



⑨ 災害など緊急時の備えとして重要だと思うことについて

災害など緊急時の備えとして重要なことについては、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」の割合が 63.6%と最も高く、次いで「災害時の情報伝達方法の確立」(48.0%)、「地域・近所での協力体制づくり」(44.2%)、「地域の支援や配慮が必要な人の把握」(34.5%)、「支援や配慮が必要な人への支援体制の整備」(29.2%)の順となっています。

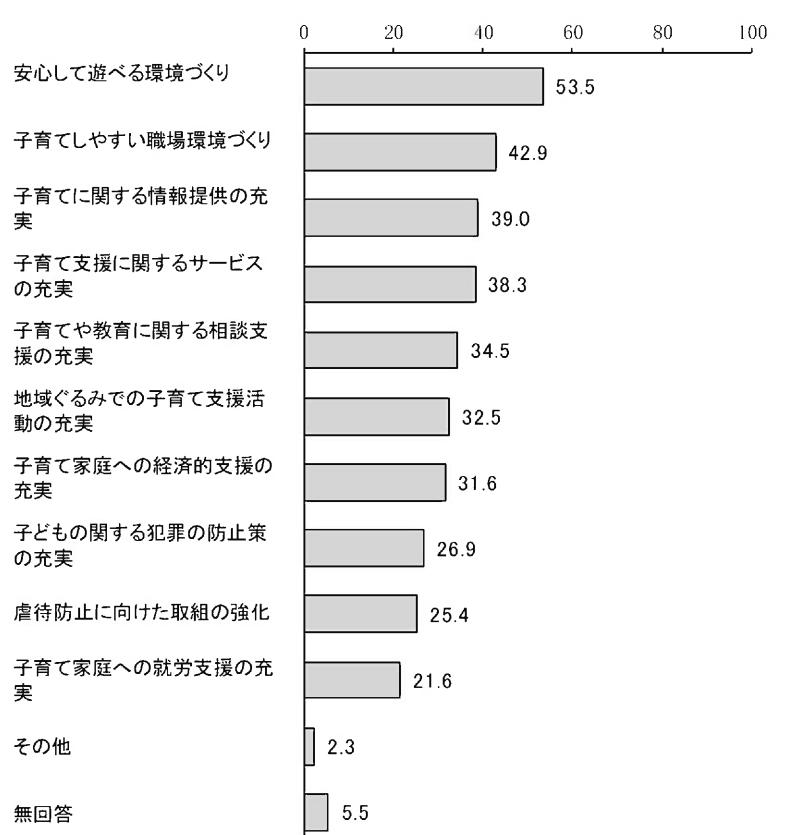
回答者数 = 744



⑩ 子どもを健やかに育てるために重要なことについて（上位 10 項目）

子育て支援については、「安心して遊べる環境づくり」の割合が 53.5% と最も高く、次いで「子育てしやすい職場環境づくり」(42.9%)、「子育てに関する情報提供の充実」(39.0%)、「子育て支援に関するサービスの充実」(38.3%)、「子育てや教育に関する相談支援の充実」(34.5%) の順となっています。

回答者数 = 744



⑪ 高齢者が安心して暮らしていくために重要なことについて
(上位 10 項目)

高齢者福祉については、「通院・買物などの移動支援の充実」の割合が 51.6%と最も高く、次いで「デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅介護サービスの充実」(49.5%)、「認知症対策の充実と家族介護者への支援」(48.1%)、「特別養護老人ホームなどの入所施設の充実」(44.9%)、「訪問や声かけなどの見守り活動の充実」(40.5%)の順となっています。

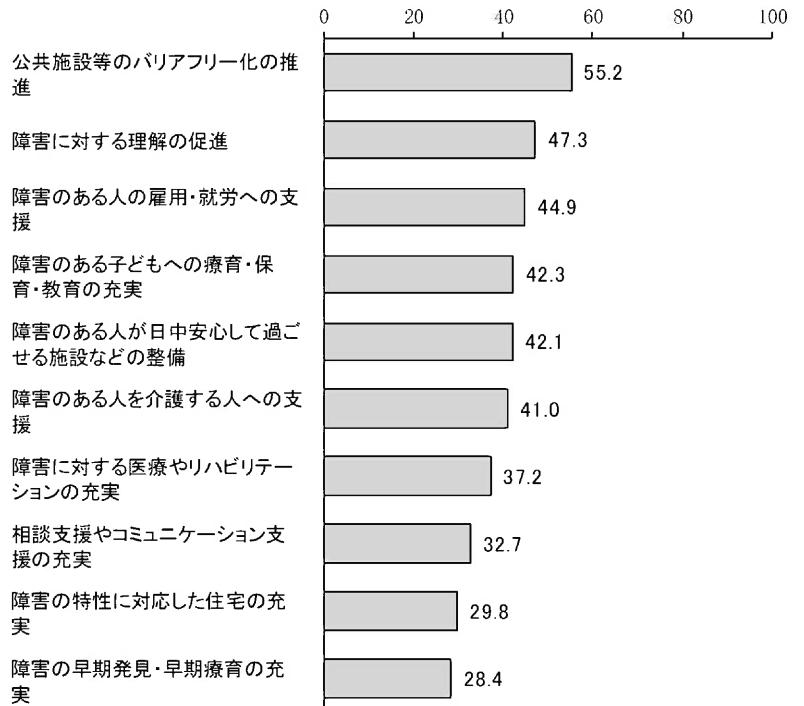
回答者数 = 744

-
- | 理由 | 割合 (%) |
|---------------------------------|--------|
| 通院・買物などの移動支援の充実 | 51.6 |
| デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅介護サービスの充実 | 49.5 |
| 認知症対策の充実と家族介護者への支援 | 48.1 |
| 特別養護老人ホームなどの入所施設の充実 | 44.9 |
| 訪問や声かけなどの見守り活動の充実 | 40.5 |
| 地域サロンや集いの場、若い世代との交流の場や機会の充実 | 34.7 |
| 利用や移動がしやすい道路や建物、交通機関の整備 | 33.7 |
| 生活習慣病予防や健康づくりなど介護予防の推進 | 24.6 |
| 相談支援体制の充実 | 23.9 |
| 生涯学習や社会参加の機会の充実 | 22.8 |

⑫ 障害のある人が安心して暮らしていくために重要なことについて
(上位 10 項目)

障害者福祉については、「公共施設等のバリアフリー化の推進」の割合が 55.2% と最も高く、次いで「障害に対する理解の促進」(47.3%)、「障害のある人の雇用・就労への支援」(44.9%)、「障害のある子どもへの療育・保育・教育の充実」(42.3%)、「障害のある人が日中安心して過ごせる施設などの整備」(42.1%) の順となっています。

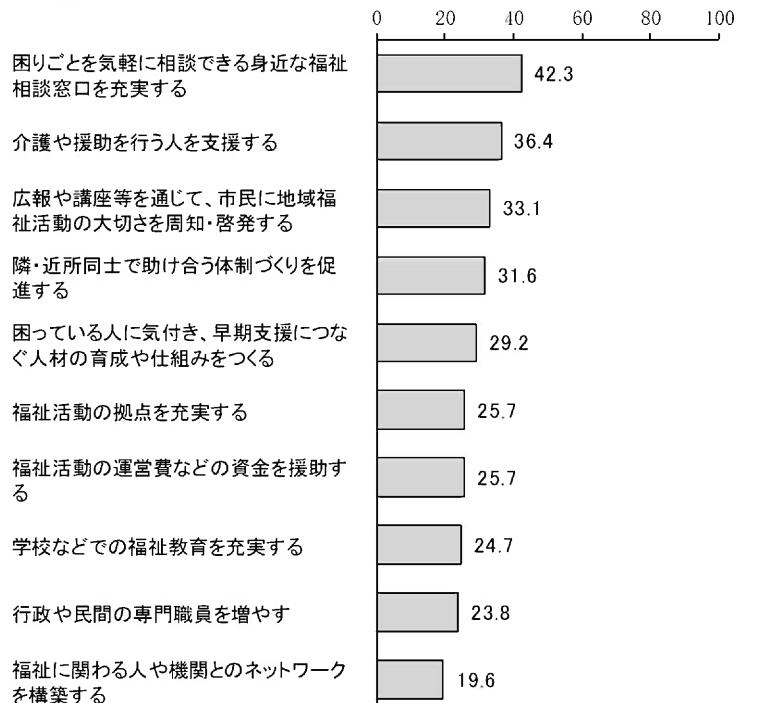
回答者数 = 744



⑬ 地域福祉を推進するために「加東市」が力を入れるべきことについて
(上位 10 項目)

市が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」の割合が 42.3% と最も高く、次いで「介護や援助を行う人を支援する」(36.4%)、「広報や講座等を通じて、市民に地域福祉活動の大切さを周知・啓発する」(33.1%)、「隣・近所同士で助け合う体制づくりを促進する」(31.6%)、「困っている人に気付き、早期支援につなぐ人材の育成や仕組みをつくる」(29.2%) の順となっています。

回答者数 = 744



⑯ 福祉活動等に関する情報の入手先について（上位 10 項目）

